

協会通知

令和7年度 全ト協「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の 受付が開始されます

(一社) 鳥取県トラック協会

1. 主な助成要件

指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替を行い、令和7年4月1日～令和8年2月27日までに消防（市町村等又は消防組合等）による危険物取扱所等の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。（支払の完了には、割賦販売にて対象設備を導入した場合の「割賦契約の締結及び研修」を含む。）

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

- （1）軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- （2）転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- （3）既存の軽油専用タンクの修復
- （4）中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- （5）（新設の場合）貯蔵する油種のうち軽油の割合が1／2未満の場合
- （6）（増設の場合）軽油の貯蔵量が増加しない場合

2. 助成対象者

・会員事業者並びに協同組合・連合会

※会員事業者、協同組合・連合会による交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会については、助成対象外とする。

3. 助成金額

軽油供給施設の新設 100万円

軽油専用タンクの増設 30万円

※ただし、公募期間内に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

4. 助成金予算 1億円

5. 公募期間

令和7年8月1日（金）～令和7年10月31日（金）・・・鳥ト協必着

※ただし、公募期間内に助成金交付が予算総額に達しない場合は、別途公募期間を設ける場合がある。

6. 申請受付方法 以下の公募期間を設けて申請受付。

書類審査後、事業者、協同組合・連合会に対して交付決定を行う。

7. 申請手続き

公募期間内に、助成金申請書に必要書類を添えて提出。

設備完成後に、実績報告書に必要書類を添えて、報告期日までに提出。

8. 申請先

トラック協会会員事業者は、各都道府県トラック協会に提出。

トラック運送事業協同組合並びにトラック運送事業協同組合連合会は、全日本トラック協会に提出。

9. その他

本事業の助成対象となった会員事業者および組合・連合会は、本助成要綱ならびに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

詳細は、鳥ト協HP→会員向け情報→助成制度→自家用燃料供給施設整備助成

及び全ト協HP→会員の皆様へ→助成制度→自家用燃料供給施設整備支援助成